



KONICA MINOLTA

一般事業主行動計画の公表について

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、2005年4月1日から集中的かつ、計画的に取り組んでいくためにつくられた法律です。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うため、または女性労働者の活躍推進の取り組みを着実に前進させるために策定する計画です。

コニカミノルタ静岡株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R3年4月1日～R6年3月31日までの3年間

2. 内容

○ 目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など

制度の周知や情報提供を行う。

- <対策>
- R3年4月～ 法に基づく諸制度の調査
 - R3年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し社内グループウェアへUP

(既存
未除外) ○ 目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

- <対策>
- R3年9月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
 - R4年1月～ 研修内容の検討
 - R4年度～ 研修の実施

○ 目標3：介護や子育てのある社員などへの偏見をなくすためのアンコンシャスバイアス研修を実施

- <対策>
- R5年3月～ e-learning を実施